

パブリックコメント手続の実施結果について

- ・案 件 名 伊東市立地適正化計画
- ・実施期間 令和4年7月5日（火）から令和4年8月4日（木）まで
- ・担 当 課 建設部都市計画課
- ・意見提出数 2人・11件（重複2件）

「伊東市立地適正化計画（案）」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	区分	意見の内容	市の考え方
1	第1章 はじめに 立地適正化計画 の制度の背景	「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の概念を伊東市における現状と（一応の）完成後を絵解きで比較して何がどうなるかということをコンパクトに解りやすく説明したものを1ページ程度に整理して追加する。	コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは、長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを行うためのものであり、都市のコンパクト化や適正な公共交通ネットワークの構築により、市民の方の生活利便性の維持・向上、行政サービスの効率化による行政コストの削減を図り、持続可能な都市を目指すものです。 本計画におきましては、第2章に本市の現状を掲載し、第7章に人口密度等の現状維持の目標値を定めており、完成という概念はなく人口密度等の現状維持を目指して継続的に施策に取り組んでいくものとしております。 このため、現状と完成後を絵解きで比較し、表現することは難しいものと考えており、また、概念図としてP1-2（2）立地適正化計画に定める事項に示していることから、 <u>原案どおりとします。</u>
2	第2章 都市構造 の現況把握 6 都市構造の評価	「都市構造評価のまとめ」に、住民の生活感からする都市構造の <u>満足度を加える。</u>	本計画における都市構造評価については、国が示す「都市構造評価に関するハンドブック」に基づき、実施しています。本市の現状について、客観的・定量的な評価により課題を把握することを目的としており、住民の満足度による評価は含まないことから、 <u>原案どおりとします。</u>

No.	区分	意見の内容	市の考え方
3	<p>第3章 立地適正化計画の基本的な方針</p> <p>1 立地適正化計画で対応する基本的課題</p> <p>○課題3 災害リスクを踏まえた都市構造の構築</p>	<p>「課題3 災害リスクを踏まえた都市構造の構築」の本文最終行に以下の下線部の趣旨のような文言を追加する。</p> <p>『・・・市街地の大部分が災害上危険性の懸念されるエリアであり、・・・居住や都市機能の誘導に配慮が必要となります。<u>なお、長期的には、災害上危険性の懸念されるエリアには居住や都市機能を誘導しない大胆な都市構造の転換を検討することも必要になります。</u>』</p>	<p>現下の人口密度の高い区域のうちから、災害の危険性のあるエリアの全てを居住誘導区域に指定しないことは、現実的に困難であると考えます。ただし、本計画では、都市計画運用指針において居住誘導区域に含まないこととされている災害危険区域や土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域等の区域は誘導区域から除外しています。</p> <p>その他の災害リスクについては、各種ハザードの指定状況の周知とともに、人命最優先の考え方のもと、リスクを低減する取組を国・県と連携して進めてまいります。</p> <p>また、万が一の被災時の補償を具体的に示すことにつきましては、本計画にはなじまないものと考えます。</p> <p>以上のことから、<u>原案どおりとします。</u></p>
4	<p>第4章 誘導区域及び誘導施設</p> <p>2 居住誘導区域の設定</p>	<p>当該案では、災害リスクが高い場所にあえて今後市民を集中的に居住させる(市民の生命財産にあえて高リスクを負わせる)ことになるので、居住誘導区域の設定を災害リスクのない場所に再選定するか、案の場所に区域を設定するのであれば、災害による被害リスクをゼロにする施策や万が一の被災時の補償施策を具体的に示すべき。</p>	<p>宇佐美地域拠点の中心的施設につきましては、P4-24の「拠点の位置付け・性格」とおり、他拠点へのアクセスが可能となることから宇佐美駅を挙げており、このほか、各施設の機能を比較検討した結果、出張所を中心的施設として位置付けることとしました。出張所と同一の建物に位置するコミュニティセンターは、教育・文化機能を有しておりますが、行政機能を有する出張所の方が、より日常的な生活サービスを有していると考えております。</p> <p>よって、<u>原案どおりとします。</u></p>
5	<p>第4章 誘導区域及び誘導施設</p> <p>2 居住誘導区域の設定</p> <p>(1) 本市における居住誘導区域設定の考え方</p>	<p>P4-3の本文6行目に以下の下線部のように文言を挿入する。</p> <p>『「伊東都市拠点」の伊東駅・市役所・南伊東駅周辺、「宇佐美地域拠点」の宇佐美駅・<u>宇佐美コミュニティセンター</u>・宇佐美出張所周辺、「吉田地域拠点」の吉田地区の市街地に「居住誘導区域」を設定し、各拠点における都市機能の低下を回避するため、居住誘導を図ります。』</p>	<p>宇佐美地域拠点の中心的施設につきましては、P4-24の「拠点の位置付け・性格」とおり、他拠点へのアクセスが可能となることから宇佐美駅を挙げており、このほか、各施設の機能を比較検討した結果、出張所を中心的施設として位置付けることとしました。出張所と同一の建物に位置するコミュニティセンターは、教育・文化機能を有しておりますが、行政機能を有する出張所の方が、より日常的な生活サービスを有していると考えております。</p> <p>よって、<u>原案どおりとします。</u></p>

No.	区分	意見の内容	市の考え方
6	<p>第4章 誘導区域及び誘導施設</p> <p>4 誘導施設の設定</p> <p>○ 宇佐美地域拠点の施設（医療機能）について</p>	<p>居住誘導区域の図の中に、宇佐美出張所に近接して、「診療所」のシンボルがありますが、ここは既に閉院している「稲葉医院」のことでしょうか。</p> <p>「居住誘導区域」内に診療所が三つあるのか二つあるのかは、またその位置は、大事な要素だと思いますので、もし、図中の当該診療所が「稲葉医院」のことであるなら修正（削除）しておくべきだと思います。</p> <p>P4-20 の⑤医療機能の表内の数字を以下のように修正する。</p> <p>表中の「<u>地域拠点、宇佐美の診療所数「3」を「2」とする。</u></p> <p><u>（重複）</u></p> <p>また、P7-1 の表中、中段の「<u>宇佐美地域拠点の医療施設立地数「1」を「2」に修正する。</u></p>	<p>ご指摘のとおり、P4-20 の立地状況においては、閉院した稲葉医院が含まれていたため、3施設を2施設に<u>修正</u>します。</p> <p><u>（重複）</u></p> <p>宇佐美地域拠点の P7-1 の目標値については、ご指摘を受け、確認作業を行い、1施設を2施設に<u>修正</u>します。</p>
7	<p>第4章 誘導区域及び誘導施設</p> <p>4 誘導施設の設定</p> <p>(1) 都市機能の立地状況等と設定の考え方</p>	<p>P4-22 の⑦教育・文化機能の設定の考え方の本文10行目に、以下のよう に文言を挿入する。</p> <p>『「美術館」、「資料館」、「博物館」（博物館や博物館相当施設）は、各拠点内に立地はありませんが、集客力があり、まちのにぎわいを生み出す施設であり、観光資源としての活用が<u>も</u>見込まれることから、誘導施設に設定します。</p> <p><u>宇佐美地区には、本市唯一の国史跡「江戸城石垣石丁場跡」があることから、ガイドランス機能及び学術研究機能も備えた国史跡「江戸城石垣石丁場跡」に係る「史料館」を誘導施設として設定します。』</u></p> <p><u>（重複）</u></p> <p>P4-25 の表中、「美術館・資料館・博物館」（博物館及び博物館相当施設）の<u>宇佐美地域拠点の欄に「★」印をつける。</u></p>	<p>教育・文化機能の項における「美術館」、「資料館」、「博物館」（博物館や博物館相当施設）の「観光資源としての活用」については、副次的な意味を持った表現となることから、「が」を「も」に<u>修正</u>します。</p> <p>本計画の誘導施設の設定の考え方においては、個別具体的な施設名称を明示しておりません。</p> <p>よって、<u>原案どおりとします。</u></p> <p><u>（重複）</u></p> <p>P4-25 の表につきましては、P4-24 の「拠点の特性と必要な機能の考え方」に基づいて設定しております。宇佐美地域拠点は、主に生活サービス施設を誘導する考え方となっていることから、<u>原案どおりとします。</u></p>

No.	区分	意見の内容	市の考え方
8	第5章 誘導施策 (2) 誘導施策の内容 3-1 拠点間・拠点内の道路ネットワークの強化	「拠点間・拠点内の道路ネットワークの強化」にあたっては、宇佐美地区と伊東市街地を結ぶ道路として、 <u>災害リスクに鑑みたとくに、沿岸の国道135号だけでなく、山側にも道路を整備すべき。</u>	第6章の防災指針の「4 具体的な取組と実施プログラム」、「(3) 災害に強い建築物や公共施設の整備」(P6-33 ページ)において、「災害時の迂回路となる農道・林道の整備」を位置付けており、計画に記載済のため、 <u>原案どおりとします。</u>
9	第6章 防災指針 4 具体的な取組と実施プログラム (1) 危機管理体制の充実 ○ 災害関連情報の伝達手段の多重化	災害関連情報の伝達手段として有益なコミュニティFMについて、居住誘導区域内に存在する難聴箇所を明らかにした上で、 <u>難聴完全解消に向けた取組を明記すべき。</u>	災害関連情報の伝達手段につきましては、第6章の防災指針の「4 具体的な取組と実施プログラム」、「(1) 危機管理体制の充実」○「災害関連情報の伝達手段の多重化」(P6-31 ページ)のとおり、災害時の円滑な避難を支援するため、情報インフラ等の環境の変化に応じた、効果的な情報伝達手段を研究していくこととしております。 また、コミュニティFM(エフエム伊東なぎさステーション)については、本計画と連携する伊東市国土強靱化地域計画に基づき、音声放送難聴地域の解消を図ることとしております。 以上のことから、 <u>原案どおりとします。</u>